

奨学生出願資格及び給付内容等について

稚内大谷高校は奨学生で出願し、採用となった生徒に対し、授業料を全額（国の就学支援金と北海道の授業料軽減分を除く）給付し、入学金についても全額・一部給付（奨学生種類により異なる）とします。

野球奨学生	募集人員	学業・技能・人物等	学力試験	給付内容	その他
野 球 奨 学 生	5名	学業・人物共に優れ、併せて野球技能が優秀で、今後一層の向上が期待できる者	<u>実施しない</u> ※学力点検を実施	入学金全額給付・授業料の全額給付 <small>（PTA・生徒会・体育文化学業等教育活動・施設維持費¥9,900は負担）</small>	平成30年3月中学校卒業見込みの者

特別奨学生	募集人員	3年間の評定合計	学業・教科外活動・人物等	学力試験	給付内容	その他
学 業 奨 学 生	A	若干名	主要5教科の合計70以上（併願可）	学業・人物共に優秀で、大学進学を希望する者	<u>実施する</u> 学力試験の得点が70%以上で採用とし、70%未満であればA奨学生として扱う	入学金全額給付・授業料の全額給付 <small>（PTA・生徒会・体育文化学業等教育活動・施設維持費¥9,900は負担）</small>
	B	若干名	主要5教科の合計60以上			
教科外活動奨学生	若干名	86(平均3.2)以上	学業・人物共に優れ、併せて教科外活動が優秀な者	<u>実施しない</u> ※学力点検を実施	入学金¥160,000 → ¥0 授業料¥25,000 → ¥0	平成30年3月中学校卒業見込みの者
スポーツ・文化奨学生	A	若干名	86(平均3.2)以上	スポーツ・文化・人物が共に優秀な者	<u>実施しない</u> ※学力点検を実施	入学金一部給付・授業料の全額給付 <small>（PTA・生徒会・体育文化学業等教育活動・施設維持費¥9,900は負担）</small>
	B	10名程度	70(平均2.6)以上			

普通奨学生	募集人員	3年間の評定合計	学業・教科外活動・人物等	学力試験	給付内容（入学金一部給付・授業料の全額給付）	その他
A 奨 学 生	若干名	90(平均3.3)以上	人物に優れ、今後の向上が期待できる者	<u>実施する</u> 学力試験の得点が55%以上で採用とし、55%未満であれば得点に応じた奨学生、または一般出願者として扱う	入学金¥160,000 → ¥20,000 授業料¥25,000 → ¥0 <small>（PTA・生徒会・体育文化学業等教育活動・施設維持費¥9,900は負担）</small>	平成30年3月中学校卒業見込みの者 ※3年間の欠席日数が30日以内の者
B 奨 学 生	若干名	80(平均3.0)以上	人物に優れ、今後の向上が期待できる者	<u>実施する</u> 学力試験の得点が45%以上で採用とし、45%未満であれば得点に応じた奨学生、または一般出願者として扱う	入学金¥160,000 → ¥40,000 授業料¥25,000 → ¥0 <small>（PTA・生徒会・体育文化学業等教育活動・施設維持費¥9,900は負担）</small>	平成30年3月中学校卒業見込みの者 ※3年間の欠席日数が30日以内の者
C 奨 学 生	若干名	70(平均2.6)以上	人物に優れ、今後の向上が期待できる者	<u>実施する</u> 学力試験の得点が40%以上で採用とし、40%未満であれば一般出願者として扱う	入学金¥160,000 → ¥60,000 授業料¥25,000 → ¥0 <small>（PTA・生徒会・体育文化学業等教育活動・施設維持費¥9,900は負担）</small>	平成30年3月中学校卒業見込みの者 ※3年間の欠席日数が30日以内の者

※ 奨学生出願に関する必読事項

※保護者等の市町村民税が非課税世帯は入学金が免除されます。（別紙参照）

1. 奨学生で出願する者は本校を専願とし、合格した者は必ず入学するものとする。但し、学業奨学生（A）は併願を可とする。
2. 普通奨学生で出願し不採用となった場合、入学試験の得点に応じた奨学生、又は一般出願者として可否の判定を行う。
3. 普通奨学生で出願し不採用となり一般出願者扱いとなった場合は、入学金¥80,000・授業料¥25,000・諸経費（PTA・生徒会・体育文化学業等教育活動費・施設維持費）¥9,900の負担とする。
4. 野球奨学生及び特別奨学生（学業、教科外活動、スポーツ・文化）に出願する者は、事前に本校のクラブ顧問（大谷塾・野球部・男子サッカー部・男女バスケットボール部・女子バレーボール部・バドミントン部・吹奏楽部）に意向を伝え、了承を得ることとする。なお、教科外活動の個人種目は全道大会またはそれに相当する大会および出展において、顕著な成績と認められるものとし、出願の際は事前に教頭まで意向を伝えることとする。
5. 野球奨学生については、日本高等学校野球連盟規定に基づくものである。
6. 国の就学支援金制度が変更になった場合、奨学生の給付内容について変更になることがある。
7. 欠席日数は、病気、怪我による入院、またはそれによる通院は考慮する。
8. 奨学生の資格喪失については、奨学生給付規程に基づく。（校規を乱した者等）